

さ情審査答申第193号  
令和2年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年7月10日付けで貴職から受けた、「特定負担金10件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月17日付け都都経第184号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、2件の負担金についてその成果物の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

（一財）地域活性化センター負担金及び（一財）地方自治研究機構負担金に係る成果物が特定されていない。よって再度精査の上での再決定を求める。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より平成29年4月3日付けで行政情報開示請求があった。本件開示請求に係る行政情報として、（一財）地域活性化センター負担金

に関する行政情報を4件、(一財)地方自治研究機構負担金に関する行政情報を7件特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除き、行政情報一部開示決定処分を行った。

- 2 審査請求人は、「本件決定処分を取り消せ」「本件不開示情報(負担金の成果)を開示せよ」と主張しており、その理由として、誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効であり、(一財)地域活性化センター負担金及び(一財)地方自治研究機構負担金に係る成果物が特定されていない。よって再度精査の上での再決定を求める、としている。しかし、(一財)地域活性化センター負担金及び(一財)地方自治研究機構負担金に係る行政情報については、本件処分において特定した行政情報以外存在せず、審査請求人が主張する負担金の成果に関する情報は存在しない。
- 3 (一財)地域活性化センター負担金の成果物とは、同センターに対し講師の派遣依頼が行えることや講習会への参加に伴う研修資料及び参加報告であり、(一財)地方自治研究機構負担金の成果物とは、実施機関が同機構へ調査委託を行った場合の報告書等である。しかし、開示請求で請求された期間内に、成果物が発生するような依頼は各団体には行っていないため成果物は存在しない。

さらに同機構主催の講習会についても同期間内には受講をしていないため成果物は存在しない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月3日に開示請求を行った「特定負担金10件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書(前年度でも可)」である。

実施機関は、9件の負担金を特定してなされた本件開示請求に対し、それぞれの負担金について保有していた行政情報を特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除いて開示し、企画事務研修会については、出席しなかったため出席負担金は発生しないことから文書不存在とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、特定した負担金のうち、「(一財)地域活性化センター負担金」及び「(一財)地方自治研究機構負担金」の成果物が特定されていないという理由から、処分の取消しと当該負担金の成果物の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

負担金の成果物とは一般的には、負担金を支払ったことにより得られるさいたま市に対する対価と考えられるが、審査請求人が主張する各負担金の成果物について、以下検討する。

### (1) (一財) 地域活性化センター負担金について

(一財) 地域活性化センターは、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、人づくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、全国の地方公共団体及び民間企業が会員となって設立された団体であり、さいたま市は当該団体の会員である。当該団体の定款を確認したところ、会員は年会費を納入するものとされており、さいたま市は年会費を負担金から支出している。

### (2) (一財) 地方自治研究機構負担金について

(一財) 地方自治研究機構は、少子高齢化、国際化、経済構造の変化等に伴い地方公共団体が対応を迫られる福祉、健康、地域づくり等の諸課題に関する調査研究並びに地方公共団体の法制執務支援等を行い、もって地方自治の充実発展に寄与するとともに、活力ある地域社会の実現に資することを目的として設立された団体であり、さいたま市は当該団体に賛助会費を負担金から支出している。

### (3) 各負担金の成果物について

当審査会で実施機関に各負担金の成果物及びその有無を確認したところ、(一財) 地域活性化センター負担金の成果物とは、同センターに対し講師の派遣依頼が行えることや講習会への参加に伴う研修資料及び参加報告であり、(一財) 地方自治研究機構負担金の成果物とは、実施機関が同機構に調査委託を行った際の報告書等であるが、開示請求で請求された期間内に、講習会参加、講師派遣や調査委託等の成果物が発生するような依頼等は両団体には行っていないため、審査請求人の主張するような成果物は作成及び取得していない。この実施機関の主張について、不自然かつ不合理な点はなく、また他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、当該負担金の成果物が存在しないものと認められる。

## 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月10日	諮問の受理（諮問第471号）
②	令和2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和2年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)